

# 移植学会倫理指針に基づいた適正な生体腎移植遂行のお願い

各位

## 〔はじめに〕

昨年の生体臓器売買事件をきっかけに、生体ドナーの保護の観点から、日本の移植施設での生体腎移植の実態が問題になっています。そこで、昨年夏と今春の2度にわたり、各施設での生体腎移植の実態についてアンケート調査を行いました。その結果、移植学会倫理指針に基づいた適正な生体腎移植を遂行する上での基盤・機構が、まだ十分整備されていないか、活用されていない施設が見受けられました。以下に調査時に見受けられた基盤整備が不十分な点を列記します。

## 〔倫理指針遵守のための基盤が不十分な点〕

### ● 倫理委員会

- 1) 移植施設の倫理委員会自体の整備
- 2) ドナーが親族（6親等以内の血族、配偶者、3親等内の姻族）以外の場合の、当該移植施設内での倫理委員会への申請と承諾
- 3) 当該移植施設の倫理委員会承諾後、日本移植学会倫理委員会への審議依頼

### ● 提供意思の確認

- 1) 複数の第三者（倫理委員会指名の精神科医など）による提供意思の確認

### ● 提供者の本人確認

- 1) 別世帯の家族や親族、姻族、あるいは親族以外の場合、「顔写真付きの公的証明書」（運転免許証やパスポートなど）での確認
- 2) 「顔写真付きの公的証明書」を所持していない場合は、本人確認のための資料を倫理委員会に提出
- 3) 本人確認したことを診療録に記載

## 〔お願い〕

日本移植学会ホームページに掲載されている「日本移植学会倫理指針」と「倫理指針の遵守について」を精読し、学会倫理指針を遵守するための基盤を各施設で整備し、適正に生体腎移植に対処されることをお願い致します。

平成 24 年 10 月

日本移植学会 理事長 高原史郎